

## 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）の概要

○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

### 拠点開発型の地区要件

#### 【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね 5 ha以上（重点供給地域は概ね 2 ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が 30 戸/ha以上 の地区

#### 【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区的面積が概ね 1 ha以上  
(重点供給地域は概ね 0.5 ha以上)
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点的開発を行う区域を含む

### 街なか居住再生型の地区要件

#### 【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね 5 ha以上  
(重点供給地域は概ね 2 ha以上)

#### 【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区的面積が概ね 1 ha以上30ha以下  
(重点供給地域は概ね 0.5 ha以上30ha以下)
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

### 地区内の公共施設の整備

#### 道路・公園等の整備



#### コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）



#### 空き家等の活用

- ・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等



等

（交付率：1/3）

### 良質な住宅の供給

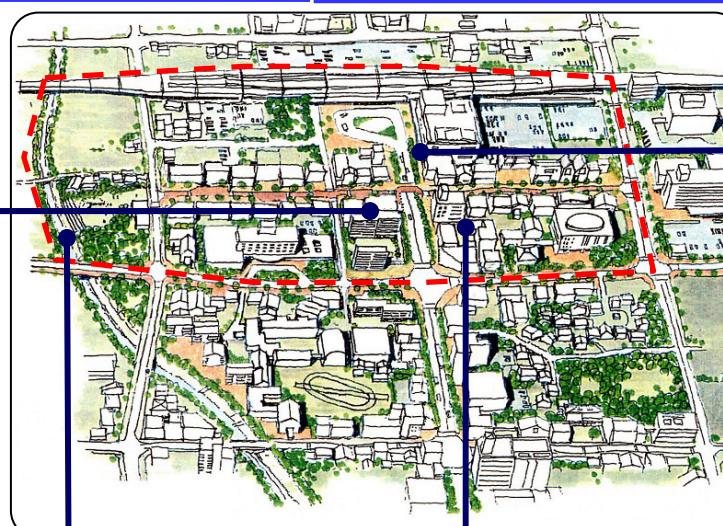
#### 拠点開発地区における良質な住宅の供給



#### 市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

（交付率：1/3）



### 事業に関連する公共施設の整備

#### 道路・都市公園・河川等の整備

#### 関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

### 受け皿住宅の整備

#### 従前居住者用の受け皿住宅の整備

#### 都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2）